

「屋外広告物はルールを守って設置しましょう」

屋外広告物の設置は市内全域で制限又は禁止されています。屋外広告物を設置する時は、あらかじめ市都市政策課へご相談ください。

- なお、自分の店舗や、会社に表示する店舗名・会社名等の広告物でも、一定の表示面積を超える場合は許可が必要です。また、許可に当たっては屋外広告物の種類と大きさに応じて手数料がかかります。
- 皆さんのご理解とご協力をお願いします。
- 禁止物件**
地域に関係なく、原則として広告物の表示・設置はできません。
- (例) 電柱、アーケード支柱、街路樹、信号機、道路標識、橋、トンネル、分離帯、道路上のさく、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、道路や歩道の路面 など

- 申請方法** 市ホームページ又は市都市政策課にある申請書に必要書類を添えて直接申請
- 手数料** 金額の決定後、申請時に市都市政策課に直接納付
- 公共掲示板**
張り紙(ポスター)等は、次

「4月の一般健康相談」

- 内容** 栄養、運動、休養、歯科に関する相談、血圧測定、尿検査 など
- 相談日**

期 日	場 所
4/12(火)	串良ふれあいセンター
4/20(水)	市保健相談センター
4/20(水)	輝北総合福祉センター
4/27(水)	吾平保健センター

※市保健相談センターは、同日に「こころの健康相談」を実施

- 時間** 9時30分～11時30分、13時～15時
- その他** 当日会場へ行けない人を対象とした訪問による健康相談も実施
- 市保健相談センター**
☎0994-41-2110

「自転車の適切な管理をお願いします」

春先は、異動シーズンを迎え、放置自転車が増える傾向にあります。家庭で不要になった自転車は市資源センターに搬入すると、リサイクルすることができます。また、自転車の盗難防止や被害

の公共掲示板をご利用ください。

- 鹿屋市役所前(共栄町)
- 鹿屋中央高校前バス停付近(寿8丁目)
- 慰霊塔前交差点付近(今坂町)
- 大隅地域振興局前(打馬2丁目)
- まちなかパーク南側(北田町)
- 鹿屋国道維持出張所前(西原3丁目)

市都市政策課(4階)
☎0994-31-1130



▲市役所前の公共掲示板

「町内会に加入しましょう」

市では、地域での交流を深め、住みやすい地域づくりを行うために、「町内会」への加入を促進しています。

- 子どもからお年寄りまで安心して暮らしていくためには、地域に住む皆さんで声を掛け合い、支え合っていくことが大切です。積極的に町内会に加入しましょう。
- 活動内容**
- 情報のある地域づくり

書回復のためには、防犯登録を行うことが重要です。もし自転車が盗まれた場合は、速やかに警察へ盗難届を提出するように心掛けてください。



市生活環境課(5階)
☎0994-31-1115

「市税等の滞納者に対する納税催告・相談を行います」

市では、市税等を滞納している人に対し4月14日(木)に催告書を発送します。受け取られた人は、次の期間に市収納管理課へお越しください。

- 期間** 4月15日(金)～27日(水)
- 時間**
- 平日 8時30分～19時
- 土・日曜日 8時30分～17時
- 場所** 市収納管理課
- 持参するもの** 印鑑、催告書
- 市収納管理課(1階⑬番窓口)**
☎0994-31-1155

地域の情報を紹介する回覧板や「広報かのや」など、広報物の配布

- 災害に強い地域づくり
- 自主防災組織づくりや町内会独自の防災訓練、消防団への協力・支援などの実施
- 安全な地域づくり
- 防犯灯の設置や維持管理、防犯パトロール等の実施
- きれいで快適な地域づくり
- 清潔で快適な地域をつくるための集会所や公園等の美化活動、ごみステーションの維持管理
- ふれあいのある地域づくり
- お祭りや運動会など、世代を越えた交流ができるよう各種行事の実施
- 安心して健やかに暮らせる地域づくり

市立図書館では、5月8日(日)に開催する「図書館まつり」で、無料古本市「ブックリサイクル」を開催します。

- 加入方法** 市民課又は市地域活力推進課に置いてある「町内会加入申込書」を各町内会長に提出
- 市地域活力推進課(3階)**
☎0994-31-1147

「ブックリサイクル」にご協力ください

ご家庭で眠っている本を新たな読者につなぐために、図書館へ不要な本を寄贈くださるようお願いいたします。

- 本の種類** 児童書、文芸書、文庫本、実用書、雑誌、コミック
- ※記名・汚れ・落書きのある本や、百科事典、カタログ、教科書等は不可**
- 受付場所** 市立図書館、各学習センター
- 受付期間** 3月28日(月)～4月28日(木)
- 市立図書館**
☎0994-43-9380



消費生活センターだより
～こんな相談ありました⑮～

トラブル解決をうたう探偵業者に注意!

相談事例

スマートフォンでアダルトサイトにアクセスし、『18歳以上』をタップしたら、9万円の請求画面が表示された。驚いて、インターネットの検索結果に表示された『民間の消費生活センター』に電話相談したところ、「料金を払わずに済むよう交渉する。費用は5万円かかる」と言われた。後で調べてみると探偵業者と分かったのでキャンセルしたい。(20代男性)



市消費生活センター(2階) ☎0994-31-1169

アドバイス

探偵に返金・解約交渉の権限無し!

- 探偵業法上の届け出を行った探偵業者であっても、本人に代わって「返金請求」や「解約交渉」等を行う権限はありません。
- 公的な消費生活センターの相談窓口では、相談費用などは発生しません。
- 簡単に解決できると思わせる広告や説明をうのみにしないようにしましょう。
- 「おかしいな」「困ったな」と思ったら、消費生活センターにご相談ください。早めの相談が、より良い解決につながります。

固定資産課税台帳の閲覧及び土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧のお知らせ

市では、適正かつ正確な課税を行うため、関係者に対して閲覧及び縦覧を行います。

項目	閲 覧	縦 覧
閲覧・縦覧できるもの	固定資産課税台帳	土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿
記載内容	土地・家屋の所在、種類、面積、評価額、課税標準額、税額等	土地・家屋の所在、種類、面積、評価額
期 間	4月1日(金)～平成29年3月31日(金)	4月1日(金)～5月31日(火)
場 所	市税務課、各総合支所地域政策課、各出張所	市税務課、各総合支所地域政策課
手数料	1件につき200円 ※4月1日(金)～5月31日(火)の縦覧期間は無料	無料
閲覧・縦覧できる人	土地、家屋、償却資産の所有者及び関係者(所有者と同居の親族、納税管理人、借地人、借家人、代理人)	固定資産税の納税者及び関係者 ※固定資産税が課税されない人は、縦覧帳簿の縦覧不可 ※土地のみの納税者は家屋縦覧不可。家屋のみの納税者は土地縦覧不可。
持参するもの	○課税明細書又は納税通知書 ○代理人による閲覧の場合は、委任状及び関係者であることが証明できる書類等	窓口に来た人の印鑑、 本人確認書類 ○代理人による縦覧の場合は委任状

※**本人確認書類**=免許証等の官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書であれば1点、その他の証明書(健康保険証、年金証書、預金通帳等)については2点必要

市税務課(1階⑯番窓口) ☎0994-43-2111 内線3126・3147